

(案)

12原委第 33 号
平成 12 年 6 月 6 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）

平成 12 年 2 月 17 日付け平成 11・05・27 資第 2 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。